

デジタル庁

○ 告示第四号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣臨時代理

国務大臣 片山さつき

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算における北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
 めの基礎とする情報（児童扶養手当関係情報（児童扶養手当の支
 給に関する情報をいう。）、児童手当関係情報（児童手当法（
 昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付
 （子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法
 律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例
 によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手
 当法附則第二条第一項の給付をいう。）、）の支給に関する情報
 いう。）、）の給付等口座登録簿関係情報、令和六年度北海
 道旭川市子育て世帯物価高騰対策給付金（原油価格や物価高
 騰等の影響に鑑み、令和六年度旭川市一般会計補正予算におき
 る、北海道旭川市から、子育て世帯を支援する観点から支給さ
 れる給付をいう。）、）の支給に関する情報及び令和七年度物価高
 に対する子育て応援手当（同法第二条第五号に掲げる者その他これ
 に準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付
 する補助金を財源として市町村から支給される給付金であつて
 、同法第一条第五号に掲げるものをいう。）、）の支給に関する情
 報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。